

令和6年度「はままつ 食 de 元気応援店」実施要項

1 目的

近年、ライフスタイルや食の外部化等により、野菜摂取不足等の栄養の偏り等が見られ、その結果、糖尿病や高血圧等、生活習慣病等の食に関わる様々な健康問題が引き起こされています。

浜松市は、市民の健康意識の向上と糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症予防を目指し、市民が健康に配慮した食事や情報を身近に選択できるよう「はままつ食 de 元気応援店」として、食品関連事業者・店舗（以下「店舗」という。）と協働で食に関する環境整備を行います。

2 対象

浜松市内で営業を行っている以下の店舗のうち、次項の「3 認証基準」に基づく内容で市民の食環境整備を行う店舗

- ・スーパーマーケット
- ・ドラッグストア
- ・コンビニエンスストア
- ・飲食店
- ・弁当及びそごい店
- ・給食施設（事業所給食等）
- ・食品製造販売業者等

3 認証基準

減塩推進・野菜摂取推進（ベジアップ）・栄養バランスメニューのいずれかの取組みについて認証します。認証を受けた取組内容に関する健康情報を広く市民に周知してください。認証基準は下表及び別紙「認証基準別表」のとおりです。

認証基準（取組内容）	
1 減塩推進	①減塩商品の販売
	②選べる減塩 ②-1 汁物の「味薄め」や汁物、漬物「無し」の選択ができる ②-2 調味料を「少なめ」にできる ②-3 料理の味付けを来店者の希望に合わせて調整できる
	③ 1食あたり食塩相当量 3.0g 未満のメニュー等の提供
2 野菜摂取推進 （ベジアップ）	①野菜を主としたそごいの提供
	②食事の最初に野菜料理を提供（ベジファーストの推進）
	③ 1食あたり野菜を 120g 以上使用しているメニュー等の提供
3 栄養バランス メニュー	① 1食あたり主食・副菜・主菜がそろい、エネルギー650kcal 未満、食塩相当量 3.0g 未満、野菜 120g 以上使用の基準を満たしたメニュー等の提供

4 申請方法

申請用紙（様式1）と、認証基準を満たすことを証する書類を添付し、浜松市健康増進課に提出してください。認証にあたっての審査は、健康増進課で行います。

「はままつ 食 de 元気応援店」として認めた場合は、ステッカーを配布します。

店舗は、配布されたステッカーを市民から見える場所へ掲示してください。

5 取組内容の確認等

取組内容及び実施状況は、年1回、文書等で確認を行います。

また、取組内容及び実施状況の確認のため、市職員が連絡なく訪問する場合があります。

6 変更

取組内容に変更があった場合は、変更届（様式2）と、必要な書類を添付し、浜松市健康増進課へ提出してください。

7 廃止（事業者の申し出によるもの）

次のいずれかに該当する場合は、認証廃止届（様式3）とステッカー及び市から提供した啓発ツールを速やかに浜松市健康増進課へ返却してください。

（1）店舗の営業を廃止した場合

（2）「はままつ 食 de 元気応援店」を取りやめる場合

8 取消

次のいずれかに該当する場合は、認証を取り消します。なお、認証の取消を受けた場合は、ステッカー及び市から提供した啓発ツールを速やかに返却してください。

（1）認証の要件を満たさなくなった場合

（2）年1回の取組内容の確認において、その状況が確認できない場合

（3）下記「事業実施上の注意」が守られていない場合

（4）虚偽の申請、市民からの苦情等により、認証が適当でないと判断した場合

9 市民への周知

健康に配慮した食事や情報を提供する店舗として市民に広く周知するため、取組内容を浜松市公式ホームページ等に掲載します。

10 事業実施上の注意

（1）事業の取組にあたり、店舗と第三者との間に紛争が生じた場合には、自己の責任と費用負担において解決してください。

（2）店舗は、認証された取組内容に該当する商品の製造、販売、メニュー等について、次の点に注意してください。

ア 市が製造又は販売する物品であると誤認されるおそれがないようにしてください。

- イ 食品衛生法等の関係法令等を遵守し、安全性、品質、表示内容等については、全て店舗が責任を負うものとします。
 - ウ 消費者の信用を失墜させる行為及び「はままつ 食 de 元気応援店」のイメージを悪化させる行為を行わないでください。
 - エ 「はままつ 食 de 元気応援店」は、認証商品及びメニュー以外のものに使用しないでください。
- (3) 店舗の違反行為により市が損害を受けた場合は、店舗にその損害を賠償していただきます。
- (4) 栄養バランスメニューに該当するものは、市が提供した指定のマークを表示してください。また、マークを使用する際は、次の点に注意してください。
- ア マーク内容の変更や画像の追加等は禁止とします。
 - イ マークは見えるところに表示してください。
 - ウ マークを表示したメニューの内容については、店舗が責任を負うものとします。
 - エ マークを表示した取り組みに関し、第三者に損害を与えた場合には、店舗が責任を負うものとします。